

全国専門学校体育連盟規約

第一章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、全国専門学校体育連盟（以下「専体連」という。）と称する。

(目的)

第2条 専体連は、全国専修学校各種学校総連合会（以下「全専各連」という。）の会則に定める目的に沿って学生・生徒の強固な心身の発達向上と併せて学校相互の親睦を図り、もって各学校の振興と社会的地位の向上に寄与することを目的とする。

(遵守義務)

第3条 会員は、本規約が定める諸規定、指示、指令、命令、決定及び裁定等を遵守する義務を負う。

(事務局)

第4条 専体連の事務局は、専体連会長校内におく。

第二章 事 業

(事業内容)

第5条 専体連は、第2条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- 1, 各種競技大会の開催
- 2, その他本連盟の目的達成に必要な事業

第三章 組 織

(組織)

第6条 専体連は、前条に定める事業を実施するため、専体連に全専各連の会員をもって構成する競技別連盟をおく。

- 1, 競技別連盟は、自主的責任において競技の企画・経理・運営実施にあたるものとする
- 2, 競技別連盟の規約は各連盟において別に定める

(会員)

第7条 専体連の会員は、次の通りとする。

- 1, 競技別連盟及び競技参加校とする
- 2, 専体連の目的及び事業に賛同する特別会員

(会員手続)

第8条 専体連の会員になろうとするものは、次の各号に定める手続により、理事会の同意を得て、会長の承認を得るものとする。

- 1, 競技別連盟会員については、各連盟の規約、役員名簿及び競技参加校名簿ならびに申込書を添え、会長あてに提出しなければならない
- 2, 特別会員については、別途定める入会申込書に会費を添え会長あてに提出しなければならない

(退会)

第9条 会員が専体連を退会しようとするときは、理由を付して別に定める退会届を会長あてに提出し、退会についての承認を得るものとする。

(除名)

第10条 会員が次の各号に該当するときは、会長は理事会に諮りこれを除名することができる。

- 1, 会員としての遵守義務に違反したとき
- 2, 専体連の名誉を傷つけ、又は専体連の目的に反する行為があったとき

(解散)

第11条 専体連の解散は、理事現在数の3分の2以上の議決を必要とする。

- 1, 専体連の解散に伴う残余財産の処理については、理事現在数の3分の2以上の議決によるものとする

第四章 役員

(役員)

第12条 専体連に次の役員をおく。

- 1, 会長 1名
- 2, 副会長 若干名
- 3, 理事長 1名
- 4, 理事 50名以内
- 5, 事務局長 1名
- 6, 監事 2名以内

(名誉会長・顧問)

第13条 専体連に名誉会長及び顧問をおくことができる。

- 1, 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する

(職務)

第14条 役員の職務は次の通りとする。

- 1, 会長は専体連を代表し、その業務を総理する
- 2, 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代理する
- 3, 理事長は会長を補佐し、理事会を総括する
- 4, 理事は理事会を組織して、専体連の業務を議決し、執行する
- 5, 事務局長は専体連の事務を円滑に実行する
- 6, 監事は専体連の事業の執行状況および決算を監査し、その結果を理事会へ報告する

(選任)

第15条 役員の選任は次の通りとする。

- 1, 会長及び副会長は理事の互選によりこれを定める
- 2, 理事長は理事の互選によりこれを定める
- 3, 理事は、競技別連盟から2名、全国各ブロックから2名以内、会長指名若干名をもってこれに充てる。ただし、特別会員は理事に選任することはできない
- 4, 事務局長は会長が指名し選任する
- 5, 監事は理事会において選任する

(任期)

第16条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 1, 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする
- 2, 役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う

(解任)

第17条 役員が次に該当するときは、理事会の決議によりこれを解任できる。

- 1, 心身の故障のため職務の遂行に耐えないとき
- 2, 専体連の名誉を毀損し、専体連の秩序を乱したとき
- 3, 本規約、その他専体連が定める諸規定及び指示等に違反したとき
- 4, その他理事会が必要と認めた場合

第五章 会議

(定期理事会)

第18条 定期理事会は毎年6月に会長が招集し、会長が議長となり、次に掲げる事項について議事を開き議決を行うものとする。

- 1, 事業報告および決算
- 2, 事業計画および予算
- 3, 役員の選任および解任

4, 本規約の改廃

5, その他理事会において決議を要すると認めた重要事項

(臨時理事会)

第19条 前条の定期理事会のほかに、必要に応じて理事長が招集し、理事長が議長となり、臨時理事会を開催することができる。

1, 理事現在数の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は臨時理事会を開催しなければならない

(定足数及び議決)

第20条 各会議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、理事現在数の3分の2以上の出席を以て成立し、議決は出席者の過半数を必要とする。可否同数の時は議長がこれを決める。

1, 前項の各会議において、付議される事項について、書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす

第六章 会 計

(資産および会計)

第21条 専体連の資産は、会費および寄付金その他の収入とし、当該資産の種別を基本財産と運用財産の2種とする。

第22条 専体連の基本財産は、財産目録で基本財産の部に記載された資産とする。

第23条 運用財産は、前条の基本財産以外の資産とし、専体連の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

第24条 専体連の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経てその一部若しくは、全部を基本財産に繰入し、又は翌年度に繰越すものとする。

第25条 専体連の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第26条 専体連の資産管理・運営については理事会の議決を必要とする。

(既納会費の否返還)

第27条 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

第七章 補 則

(細則)

第28条 本規約に付随して細則を設ける。

(施行)

第29条 本規約並びに細則は平成 4年6月1日より施行する。

本規約並びに細則は平成16年6月1日より施行する。

本規約並びに細則は令和 4年7月15日より施行する。

全国専門学校体育連盟細則

- 第1条 本細則は、全国専門学校体育連盟規約（以下「本規約」）に基づきこれを定める。
- 第2条 競技別連盟は、規約および役員など重要な事項を変更したときは、会長に届け出るものとする。
- 第3条 役員等が出張した場合には、当該役員等に対し、旅費を支給する。
- 1, 交通費は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。タクシー代は、特別に認める場合に限り支給する
 - 2, 宿泊費は、旅行中の1夜数 15,000 円（税・サービス料・朝食代含む）を上限として支給する